

島田市告示第191号

道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）の事務処理要領を次のように定める。

令和2年7月1日

島田市長 染谷 絹代

道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）の事務処理要領

（目的）

第1条 この事務処理要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）を受けようとする者が行う申請手続きに関し、必要な事務処理の方法を定めることを目的とする。

（申請者）

第2条 申請者は、位置の指定を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）の築造に関係のある者であること。

2 代理人が申請者に代って申請書を提出する場合は、申請に係る一切の権限を委任する旨の委任状を添付すること。

3 申請代理人は、建築士又は行政書士であること。

4 図書作成者は、なるべく専門的知識を有する者であること。

（申請書類）

第3条 申請書類は左綴じとし、正本1通、副本2通を市長へ提出するものとする。

2 申請書類の正本に必要なものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）申請書（建築基準法施行細則第11号様式。以下「申請書」という。）

(2) 委任状（代理人が申請書を提出する場合）

(3) 権利関係書類

ア 当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書（申請書及び承諾書に捺印したもの）

イ 当該申請に係る土地及び建物の登記事項証明書（道路にする土地及び当該土地に存する建物）

ウ 当該申請に係る土地について権利を有する者と、土地の登記事項証明書に記載の権利者に関する事項について相違ある場合は、権利を有することを証する書類

エ 道路にする土地に存する建物について権利を有する者と、建物の登記事項証明書に記載の権利者に関する事項について相違ある場合は、権利を有することを証する書類

(4) 道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）申請書添付図書（原図）（建築基準法施行細則第12号様式。以下「添付図書」という。）

(5) 位置図

(6) その他

ア 他の法令の許可又は他の権利者の承諾を必要とするものについては、許可証又は承諾書の写し

イ 道路の位置の指定基準（平成30年島田市告示第242号）第5条第1項第2号

によるただし書きを適用する場合は、その理由書

ウ その他市長が必要と認める書類又は図面等

3 申請書類の副本に必要なものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請書
- (2) 委任状（写）
- (3) 添付図書（写）
- (4) 位置図
（申請書の記入）

第4条 申請書は、次の各号に掲げるとおり記入するものとする。

- (1) 「道路にしようとする土地又は変更若しくは廃止しようとする道路の地名地番」欄は、道路にしようとする土地又は変更若しくは廃止しようとする道路の地名地番を土地の登記事項証明書に記載されているとおりに記入すること。
- (2) 「道路に接する敷地の地名地番」欄は、申請道路に接する敷地の地名地番を記入すること。
- (3) 「接続する既に指定を受けた道路の位置の指定年月日及び指定番号」欄は、申請道路が接続する既指定道路について記入すること。
- (4) 「変更又は廃止しようとする道路の位置の指定年月日及び指定番号」欄は、既指定道路で変更又は廃止しようとするものについて記入すること。
- (5) 「申請道路」欄は、申請道路が屈曲又は幅員が異なるごとに符号をつけ、図面と一致させたものの符号、幅員及び延長をメートルで記入すること。（寸法は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。）なお、幅員（指定する道路幅員）は側溝（水路は除く）、路肩等を含めた寸法を記入するものとし、車道幅員を上段に括弧書したものであること。
- (6) 「標示の方法」欄は、L型側溝、U型側溝等、終端を含め、申請道路の境界を明確に示すものの名称を記入すること。

（添付図書等の作成）

第5条 添付図書等は、次の各号に掲げるとおり作成するものとする。

- (1) 位置図及び添付図書の作成要領は、次表によること。

番号	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1	位置図	1/25,000 以上	1 方位 2 地形 3 開発区域とその位置 4 主要交通機関からの経路、 名称等 5 排水先の河川への経路、名 称	国土地理院 の地形図を 準用するこ と。
2	付近見取図	1/2,500 以上	1 方位 2 地形	

				<ul style="list-style-type: none"> 3 開発区域の境界（赤線で囲む） 4 開発区域内及び開発区域周辺の道路及び目標となる地物 5 開発区域外からの集水状況 	
3	地籍図	公図写し	公図どおり	<ul style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域の境界（赤線で囲む） 3 地名、地番 4 地目 5 土地の所有者 6 公共用地（道路、水路等）の位置 7 申請道路の位置（破線で記入） 	表示範囲は開発区域及び開発区域周辺とする。
		実測図（平面計画図）	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 1 方位 2 縮尺 3 開発区域の境界 4 開発面積 5 申請道路の位置、延長、幅員、勾配 6 隅切及び転回広場の寸法 7 土地内にある建築物、工作物及びこれらに関して権利を有する者の氏名 8 がけ又は擁壁の位置、形状 9 申請道路を利用する敷地の境界（区画割）、利用目的、規模 10 土地の高低、その他地形上特記すべき事項 11 排水施設の位置、種類、内法寸法、流水の方向 	
4	断面図（道路断面図）		1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> 1 路面、路盤の詳細（舗装構成も記入） 2 道路側溝等の位置、形状、寸法 3 車道幅員、指定を受ける道路幅員 	幅員、構造別に表示すること。

		4 隣接する敷地の勾配	
--	--	-------------	--

(2) 「土地所有者等の承諾書」欄は、申請道路に係る土地及びその土地内の建物又は工作物について、権利を有する者の住所、氏名、該当する権利の種類及びその権利の存する土地の地番を記入したものであること。なお、住所は現住所とし、印は印鑑登録したものを使用すること。

(3) 添付図書の地籍図（実測図及び公図写し）は、下記により色分けしたものとす
る。

ア 申請道路・・・薄黄色

イ 公道、既指定道路・・・薄赤色

ウ 水路・・・薄青色

エ うすずみ、畦畔など・・・薄黒色

(4) 公図写しは建築士、土地家屋調査士、測量士又は行政書士が作成し、記名捺印したものであること。ただし、本人申請の場合、法務局から取得した地図等を加工せず申請図書とした場合はこの限りでない。

(5) 図面作成者はその資格（免許の種類）を付記すること。

(6) 添付図書の様式により難しい場合は、適宜別図を作成すること。

（受理通知）

第6条 市長は、申請書類の内容を審査した結果、支障ないと認めたときは、道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）申請受理通知書（第1号様式）を申請者（申請代理人がいる場合にあつては代理人。以下同じ。）に交付し、支障のあるものについては、道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）是正通知書（第2号様式）を交付する。

2 申請者は、申請受理通知書の交付を受けた後、道路にしようとする土地の地目を公衆用道路に変更するものとする。ただし、地目変更が不可能なものにあつてはこの限りではない。

（完了報告）

第7条 申請者は、申請道路の築造が完了したときは、工事完了報告書（第3号様式）に、道路にしようとする土地を分筆し、地目を公衆道路に変更したことを証する公図写し及び土地の登記事項証明書を添えて、市長へ提出するものとする。

（完了検査及び指定）

第8条 市長は、申請者からの工事完了報告書を受理したときは現地検査を行い、道路が申請どおり築造されていると確認したときは、道路の位置の指定を行い、道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）通知書（建築基準法細則第21号様式）を申請者に交付する。

（不適合の場合の措置）

第9条 市長は、前条の場合において申請道路が申請どおり完了してないと認めたときは、工事完了検査結果書（第4号様式）を申請者に交付する。

（公告）

第10条 市長は道路の位置を指定（指定変更・指定廃止）した場合には、その旨を公告する。

(避難通路の変更及び廃止)

第11条 静岡県道路の位置の指定基準（昭和40年3月15日付け建第139号）に基づき指定を受けた道路について、道路の位置の変更又は廃止を伴わない避難通路の変更及び廃止については、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

第2号様式（第6条関係）

受付番号	第		号
受付年月日	年	月	日

受理番号 第 号
受理年月日 年 月 日

申請者 様

島田市長



指定
道路の位置の指定変更是正通知書
指定廃止

年 月 日付けで申請のありました道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）申請書については、下記の部分について指定基準に適合していないので該当部分の計画を是正して下さい。

記

項 目	適合していない部分
幅 員	
延 長	
勾 配	
公道との取り合い	
排水施設、構造	
他の法令許可	
そ の 他	
備 考	

第3号様式（第7条関係）

工事完了報告書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名] ⑩

年 月 日付けにて受理通知を受けました申請道路を下記のとおり築造したので報告します。

記

受 理 番 号	第 号
受 理 年 月 日	年 月 日
道路にしようとする土地又は変更若しくは廃止しようとする道路の地名地番	
通路の幅員及び延長	
備 考	

第4号様式（第9条関係）

申請者 様

島田市長



工事完了検査結果書

年 月 日付で工事完了報告書の提出のありました道路の位置の指定（指定変更・指定廃止）完了検査の結果を下記のとおり指示します。
なお、指示事項等の是正を完了したときは、改めて完了報告書を提出してください。

記

整理番号	
受理年月日	年 月 日
図書作成者	
道路にしようとする土地又は変更若しくは廃止しようとする道路の地名地番	
検査年月日	年 月 日
検査員	印
手直し事項	
指示事項	
備考	

(注) 指定済みにならない申請道路は、建築基準法の道路として取り扱うことができません。したがって、その申請道路に接する敷地に建築物を建築することはできません。